

第1章 緑の基本計画について

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条で「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示す緑とオープンスペースの総合的な計画です。

具体的には、公園、広場、農地、樹林地、河川等の土地や空間を広く対象として、都市の緑の将来像について定めていくものです。

輪島市（以下「本市」という。）は、行政区域に対して森林や原野が占める割合が約77%と高く、また、行政区域の約3%の都市計画区域に人口や都市施設が集約し、限られた平野部にコンパクトな市街地が形成されていることを踏まえ、今後約20年間の輪島都市計画区域における緑全般に関する基本方針を定めた総合的な計画として「輪島市緑の基本計画」を策定します。

2. 策定の目的

本市では、平成13年3月に「輪島市緑の基本計画」（旧計画）を策定し、都市公園の整備や民有地緑化等の推進を進めてきましたが、旧計画の策定から約20年を経過（旧計画の目標年次：令和2年（平成32年））し、その間に本市の緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

旧計画の策定以降、上位計画である「第2次輪島市総合計画」（平成29年3月策定）、関連計画である「輪島市都市計画マスタープラン」（平成24年6月策定）、「輪島市景観計画」（平成22年4月策定）、「輪島市立地適正化計画」（平成29年3月策定）などの計画の見直し・策定がなされています。

また、本市は令和4年5月に内閣府のSDGs未来都市に選定され、令和4年6月には市民の皆様や事業者の皆様とともに持続可能な住みよいまちづくりを目指して、令和32年までに市内全体における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

これらの上位・関連計画や本市の方針との整合を図るとともに、連携を強化した計画として「輪島市緑の基本計画」（新計画）の策定を行うものです。

3. 計画の位置づけと目標年次

本計画は、上位計画である「第2次輪島市総合計画」、関連計画である「輪島市都市計画マスタープラン」等と整合・連携を図るとともに、市民の意見等を反映しながら策定します。

また、本計画の目標年次は、概ね20年後の令和22年とします。

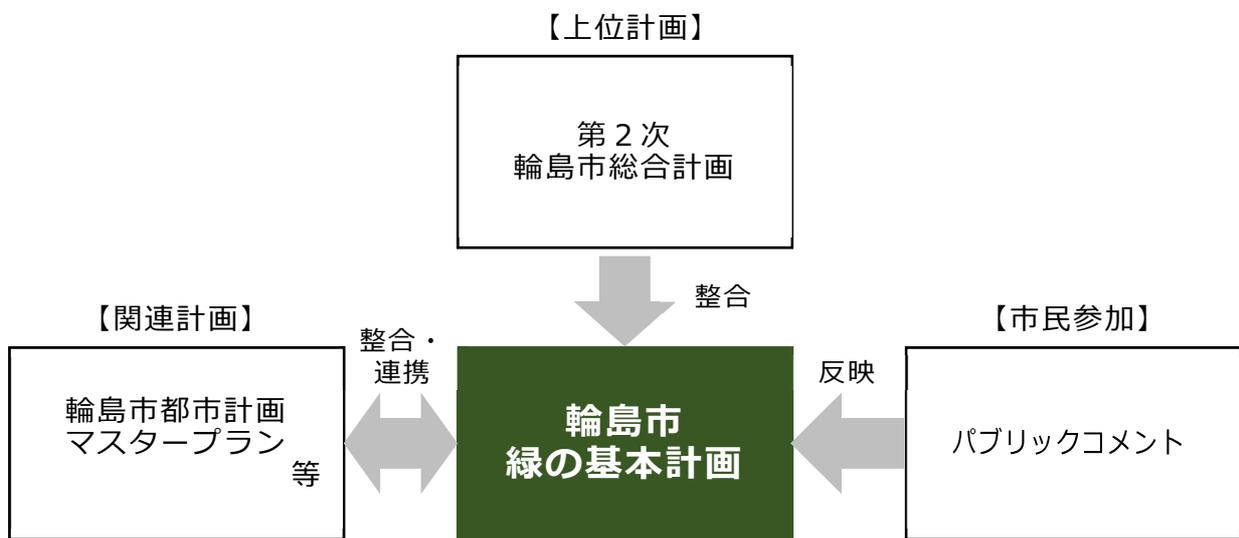


図 計画の位置づけ

4. 対象とする緑

対象とする緑は、大きく都市公園をはじめとする「施設緑地」、法律や条例で定められた「地域制緑地」に分類されます。

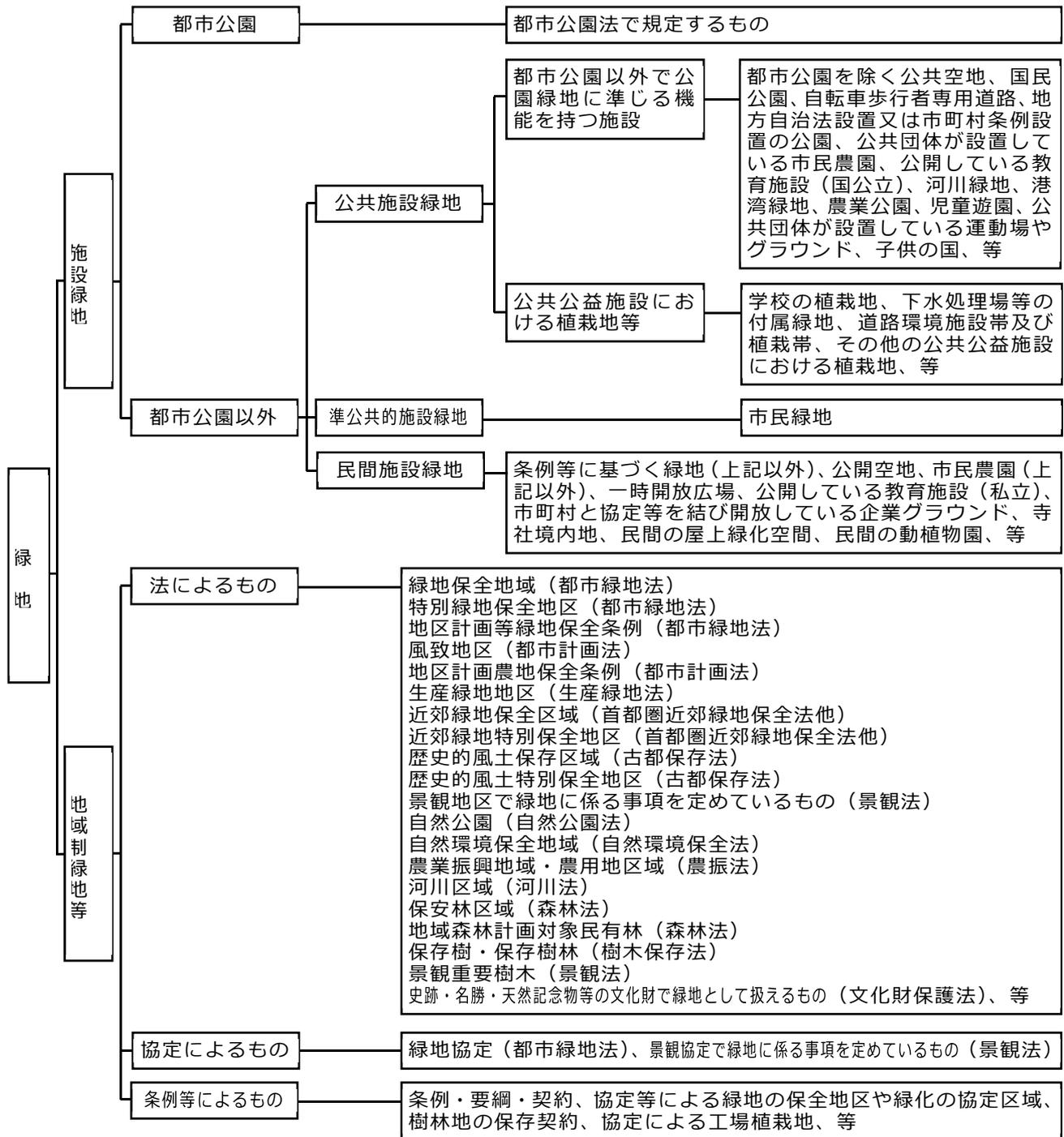


図 緑地の分類

表 都市公園の分類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

5. 緑の機能

都市公園をはじめとする「緑」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成等、多様な機能を持っています。

(1) 人と自然が共生する都市環境を確保することができます

樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有し、また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然とが共生する都市環境を形成することができます。

(2) 災害防止、避難地、救助活動拠点などの機能により、都市の安全を確保できます

大地震や大火災等の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

(3) 多様な四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します

緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

緑は我が国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

(4) 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保できます

自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなどレクリエーション需要は変化しつつあります。

緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができます。

6. 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化と人口減少

我が国は、出生率・出生数の低迷や、急速に進む高齢化を背景に、2008年をピークに人口減少局面に突入しています。また、人口減少や高齢化は地域によって異なる様相で顕在化すると想定されています。

大都市では、地方から流入・定着した人々の高齢化が進むことで、特にベッドタウンとして発展してきた郊外部を中心に、高齢者数の急増が見込まれており、増大する医療・介護サービス需要への対応が困難となることが懸念されています。

一方、地方都市では、モータリゼーションの進展等を背景に低密度の市街地の拡大が進んできましたが、今後の人口減少局面においては更なる人口密度の低下が進行し、一部の地方都市では、中心部でさえ低未利用地の散在、増加が進み、人口流出の加速、高齢者人口すら減少する負のスパイラルが懸念されています。

また、大都市と地方都市の人口の地域的な偏在の加速も相まって、大都市では人口当たりの社会資本が十分な水準に追いつかない一方、人口が減少している地方都市では高次の都市機能が維持できず、都市の魅力の減退、若者の流出、地域コミュニティの崩壊等が懸念されています。

(2) 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり

高度経済成長に伴う急激な都市化は、地表面を建物やアスファルト舗装によって覆うとともに、水系や連続した緑地の分断、改廃等も相まって、都市における緑地の量・質の低下を招きました。

その結果として、地下水涵養機能の低下や湧水の消失、ヒートアイランド現象の発生、特定の動植物の退行や生態系の変化などの問題が顕在化し、都市化に伴う様々な環境問題に直面しています。

また、都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、我が国のまちづくりには美しさへの配慮が欠けていたことは否めませんが、近年では、都市化の収束に伴って美しい街並みなど良好な景観に対する国民の関心が高まっています。

(3) 地方の活性化と大都市のグローバル化

現在、我が国では地方創生への取組が始まっており、それぞれの地方が有する資源を活用して、地域活性化等を図ることが急務となっています。

また、グローバルな都市間競争が激化する中、我が国の都市は、これまで以上に人材、投資、グローバル企業をより多く呼び込んでいくことが必要とされています。

そのため、器としてのビジネス環境を充実させるだけでなく、安全・安心、自然環境・生活環境、歴史・文化に至るまで都市の個性を磨いて発信すること、特にグローバルに活動する企業・人材からの評価が高い緑とオープンスペースを充実させ、自然共生型でやすらぎとにぎわいが両立した都市を構築することが急務となっています。

(4) 社会資本の整備と老朽化の進行

高度経済成長期の急速な都市の整備・拡大により、道路、都市公園、下水道などの社会資本は、地域差はあるものの、一定程度整備されてきました。

その一方で、これら整備された社会資本の老朽化が進行しており、戦略的かつ効率的な維持管理が課題となっています。

(5) 財政面、人員面の制約の深刻化

我が国の財政状況は、1990年代以降、急速に悪化し、今後地域住民が新たな負担をせずに、十分な公共投資や行政サービスを楽しむことは困難になっていくことが想定されます。

特に多くの社会資本を管理している地方公共団体においては、小規模な地方公共団体ほど専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在が顕著となっており、財源不足や財政の硬直化で投資余力、管理余力が乏しいといった事情を抱えています。

(6) 国民の価値観の多様化

我が国では、成熟社会を迎え、国民の価値観が多様化するにつれて、歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっています。このようなニーズの変化を踏まえ、都市も、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上等のニーズへの対応が求められています。

(7) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

平成 27 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された『持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)』では、持続可能な都市の実現、気候変動への対策など 17 の目標と、各目標を実現するための 169 のターゲット（達成基準）を掲げています。

また、日本国内の SDGs 達成に向けた取組として、国が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改訂版」(2020 年)では、地方自治体の各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定などにあたって SDGs 達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映することを推奨しており、SDGs の 17 の目標を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。